



発 総 第 2 2 3 号

平成30年9月20日

琴浦町議会

議長 小椋 正和 様

琴浦町長 小松 弘明



事件の訂正について(請求)

標題の件につきまして、琴浦町議会会議規則(平成16年琴浦町議会規則第1号)第20条の規定に基づき、下記のとおり訂正いたしますので、議会の許可を求めます。

記

1 訂正を求める事件

議案第88号 琴浦町臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について

2 訂正の内容

別紙参照

3 訂正の理由

平成28年9月定例会において議決された琴浦町臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正にて臨時的任用職員の期末手当を月額又は日額にそれぞれ配分し、支給するよう変更したが、改正を遺漏していた箇所が判明したため、本議会にて上程した議案を修正することで対応するもの。

別紙

議案第 88 号中「新旧対照表」を次のように改める。

(訂正後)

改正後	改正前																			
<p>(給与)</p> <p>第9条 臨時職員の給与は、賃金のほか次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 時間外勤務手当</p> <p>(2) 担任手当</p> <p>(3) 通勤手当</p> <p>(賃金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2の区分による有資格者の<u>保育教諭(幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有する者をいう。以下同じ。)</u>又は<u>保育士(幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有する者をいう。以下同じ。)</u>であり、かつ、本町において<u>保育教諭又は保育士</u>での任用経験がある臨時職員の賃金は、次の各号に掲げる経験年数区分に応じた額を加算した額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="284 1682 820 1984"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>賃金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有資格者</td> <td>保育教諭</td> <td>月額 171,300円</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>月額 167,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		賃金	有資格者	保育教諭	月額 171,300円	保育士	月額 167,200円	略			<p>(給与)</p> <p>第9条 臨時職員の給与は、賃金のほか次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 期末手当</p> <p>(2) 時間外勤務手当</p> <p>(3) 担任手当</p> <p>(4) 通勤手当</p> <p>(賃金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2の区分による有資格者の<u>保育士</u>であり、かつ、本町において<u>同一の職種</u>での任用経験がある臨時職員の賃金は、次の各号に掲げる経験年数区分に応じた額を加算した額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="874 1682 1410 1984"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>賃金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有資格者</td> <td>保育士</td> <td>月額 167,200円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		賃金	有資格者	保育士	月額 167,200円	略	
区分		賃金																		
有資格者	保育教諭	月額 171,300円																		
	保育士	月額 167,200円																		
略																				
区分		賃金																		
有資格者	保育士	月額 167,200円																		
	略																			

略

略

(訂正前)

改正後	改正前																							
<p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2の区分による有資格者の<u>保育教諭(幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有する者をいう。以下同じ。)</u>又は保育士(<u>幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有する者をいう。以下同じ。)</u>であり、かつ、本町において<u>保育教諭又は保育士</u>での任用経験がある臨時職員の賃金は、次の各号に掲げる経験年数区分に応じた額を加算した額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="284 1252 820 1632"><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>賃金</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">有資格者</td><td>保育教諭</td><td>月額 171,300円</td></tr><tr><td>保育士</td><td>月額 167,200円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></tbody></table>	区分		賃金	有資格者	保育教諭	月額 171,300円	保育士	月額 167,200円	略		略			<p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2の区分による有資格者の保育士であり、かつ、本町において<u>同一の職種</u>での任用経験がある臨時職員の賃金は、次の各号に掲げる経験年数区分に応じた額を加算した額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="874 1252 1410 1632"><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>賃金</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">有資格者</td><td>保育士</td><td>月額 167,200円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></tbody></table>	区分		賃金	有資格者	保育士	月額 167,200円	略		略	
区分		賃金																						
有資格者	保育教諭	月額 171,300円																						
	保育士	月額 167,200円																						
	略																							
略																								
区分		賃金																						
有資格者	保育士	月額 167,200円																						
	略																							
	略																							